

## 初めての「南海トラフ地震臨時情報」を受けての防災対応に関する検証と改善

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）

### 1 はじめに

令和 6 年 8 月 8 日に日向灘で発生した地震に伴い、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。この南海トラフ地震臨時情報は、令和元年 5 月に運用開始となつてから初めて発表されたものであり、各地で本情報に伴う防災対応が取られるとともに、様々な反応がありました。内閣府では、一連の対応を振り返るとともに、社会の反応等を踏まえて、当時開催されていた中央防災会議のワーキンググループにおける検証を経て、令和 6 年 12 月に改善方策を取りまとめましたので、初めての南海トラフ地震臨時情報と、その後の検証・改善について紹介します。

### 2 南海トラフ地震臨時情報の制度

南海トラフ沿いでは、歴史的に見て、大規模地震による甚大な被害が繰り返し発生してきました。前回の南海トラフ地震（1944 年の昭和東南海地震、1946 年の昭和南海地震）から約 80 年が経過している中、来るべき南海トラフ地震に備え、各主体が防災対策を講じておくことが重要です。

南海トラフ沿いでは、規模の大きな地震が時間差をおいて発生した事例が知られており、後発地震への備えにより被害は大きく変化します。現在の科学的知見では、防災対応に資するような確度の高い地震の予測（いわゆる地震予知）は困難である一方、異常な現象が観測された場合に、大規模地震の可能性が相対的に高まっているとの評価は可能とされており、この評価結果を、南海トラフ地震による甚大な被害を軽減するため、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下、推進基本計画）に位置付けられ制度化されているのが「南海トラフ地震臨時情報」（以下、臨時情報）です。

臨時情報には、気象庁が開催する有識者による「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」（以下、評価検討会）の評価結果に応じて、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下、推進地域。図 1 の 30 都府県の 723 市町村）において後発地震に注意・警戒する防災対応を伴う「巨大地震注意」と「巨大地震警戒」があります。これらの発表の流れは、図 2 の通りです。

臨時情報発表後に実際に大規模地震が発生するかは不確実な状況であり、世界の事例を参照すると、巨大地震注意の場合には 1 週間以内に大規模地震が発生するのは数百回に 1 回程度（大規模地震発生の可能性は平常時と比べて数倍程度高まっている状況）、巨大地震警戒の場合は十数回に 1 回程度（平常時と比べて百倍程度高まっている状況）であり、それぞれの状況に応じた後発地震に備える防災対応が定められています。

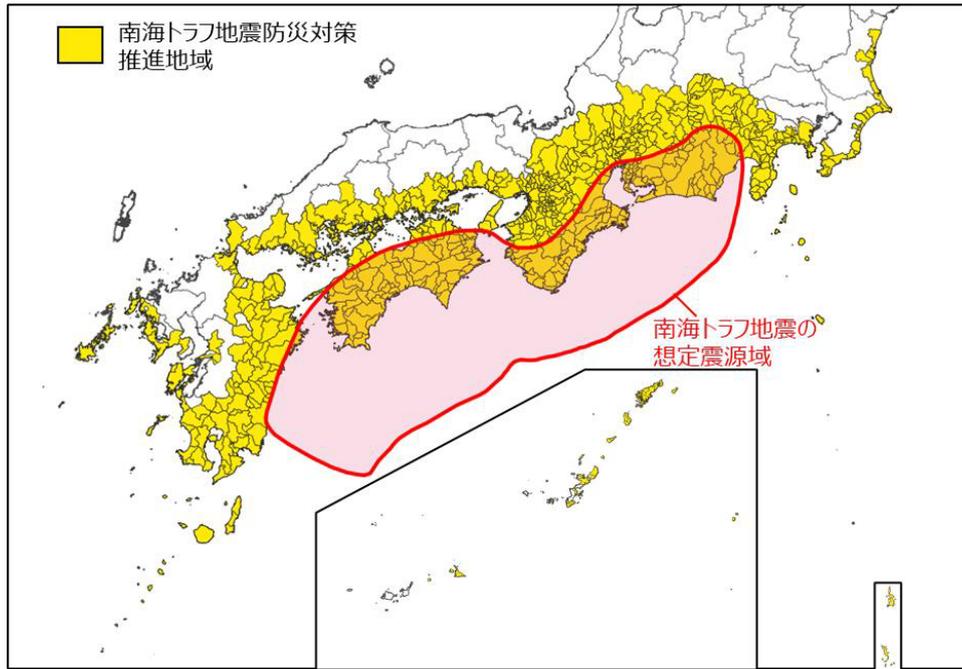


図1 臨時情報に伴い防災対応をとるべき地域（南海トラフ地震防災対策推進地域）

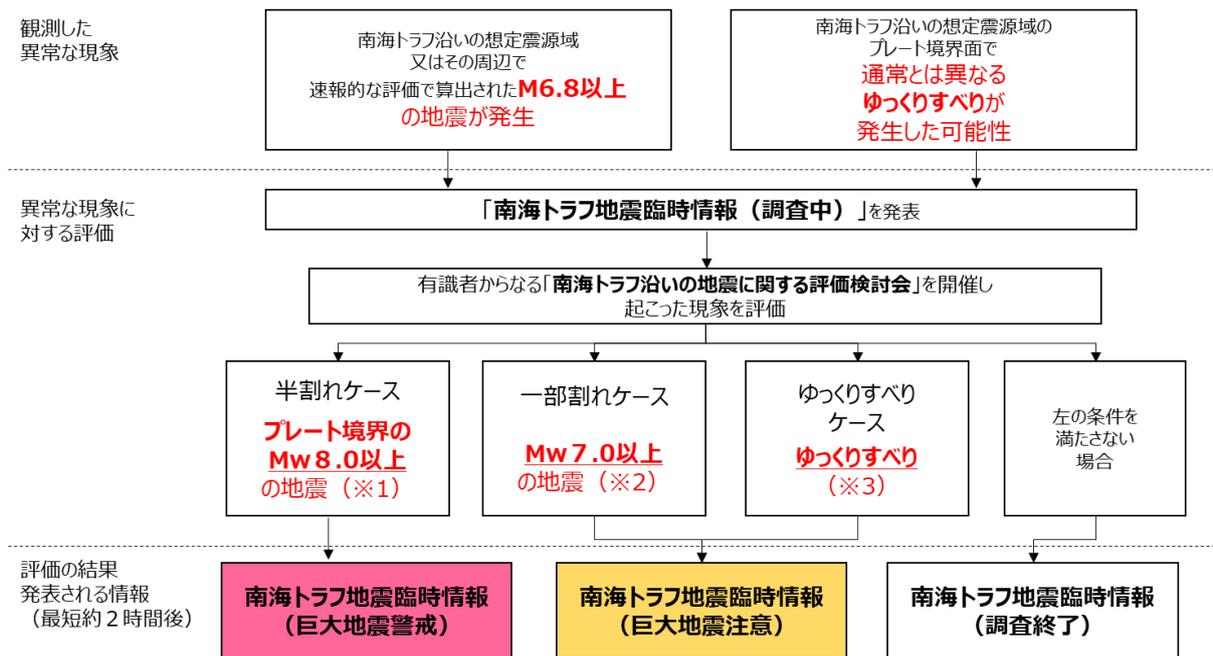


図2 臨時情報発表の流れ

- ※1 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において Mw（モーメントマグニチュード）8.0 以上の地震が発生した場合（半割れケース）
- ※2 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において Mw7.0 以上、Mw8.0 未満の地震が発生した場合、または南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で Mw7.0 以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
- ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

「巨大地震注意」では、地震発生から 1 週間、日頃からの備えの再確認、すぐに逃げられる態勢の維持など特別な備えを行うことが基本です（図 3）。

「巨大地震警戒」では、地震発生から 1 週間は、

- ・後発地震の発生後では津波等からの避難が困難な「事前避難対象地域」における事前避難
- ・事前避難対象地域以外の推進地域では日頃からの地震への備えの再確認及び特別な備え

を実施し、その後さらに 1 週間は、事前避難対象地域もそれ以外の推進地域も、日頃からの地震への備えの再確認及び特別な備えを行うことが基本となります（図 4）。

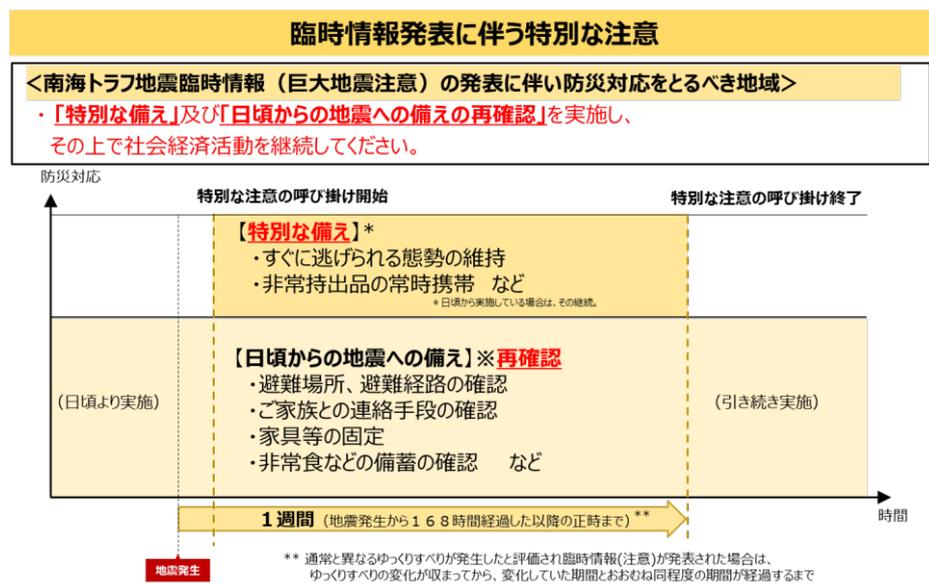


図 3 巨大地震注意の場合の防災対応



図 4 巨大地震警戒の場合の防災対応

### 3 令和6年8月の日向灘の地震に伴う臨時情報

令和6年8月8日16時42分の日向灘の地震では、宮崎県で最大震度6弱を観測したほか、津波注意報が発表され、宮崎港で0.5mを観測するなどしました。この地震は、気象庁において臨時情報に関する調査を開始する対象に該当したことから、まず17時00分に臨時情報（調査中）が発表されました。その後、17時30分から気象庁において評価検討会が開催され、評価検討会による評価結果（今回の地震は、南海トラフ地震の想定震源域内のモーメントマグニチュード（Mw）7.0の地震であり、大規模地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっている）に基づき、19時15分に臨時情報（巨大地震注意）が発表となりました。これを受け、20時00分から開催された関係省庁災害対策会議において、防災担当大臣から防災対応に関する呼びかけが行われました。

地震発生から1週間、後発地震に注意する措置（巨大地震注意対応）が取られました。予め定められた1週間の防災対応期間中に幸いにも大規模地震の発生はなく、8月15日の17時00分をもって、巨大地震注意対応は終了となりました。

### 4 令和6年8月の臨時情報を受けての防災対応に関する検証等

臨時情報は、令和元年5月に運用が開始されていますが、令和6年8月8日が初めての発表であり、この臨時情報（巨大地震注意）を受け、各地において様々な対応・反応がありました。内閣府では、各地の対応や反応を把握し検証を行うため、令和6年9月から11月にかけて、関係する地方公共団体及び事業者に対してアンケート調査を行いました。回答結果は、下記及び図5の通りです。

#### （1）地方公共団体（都府県・市町村）の主な回答

- ・都府県の9割近く、市町村の8割以上が、令和6年8月の臨時情報発表前から臨時情報の制度を認知していたことが分かった一方で、「十分に認知していた」のは都府県の約5割、市町村では約2割であり、情報発表時の対応につき戸惑ったところも多かったようである。
- ・臨時情報発表時に実施した対応としては、回答が得られた都府県は全て、市町村も7割近くが、災害対策本部等の体制を設置していた。
- ・臨時情報の発表や防災対応に係る伝達は、多くの都府県・市町村が実施しており、その手段としては、防災行政無線やメール等のプッシュ型のほかホームページ等も活用していた。
- ・その際、臨時情報など国の情報をそのまま伝達するのみならず、都府県としてのメッセージ等（職員連絡体制の再確認、知事メッセージ発信等）を実施した都府県が多数あった。
- ・臨時情報は大規模な地震が発生する可能性が相対的に高まっている状況にあることを伝える情報であるが、時季や地域特有の状況等に応じた呼びかけを実施した地方公共

団体もあったほか、地震への備えについて、お盆時期であることや、観光客や外国人向けに配慮した呼びかけもみられた。

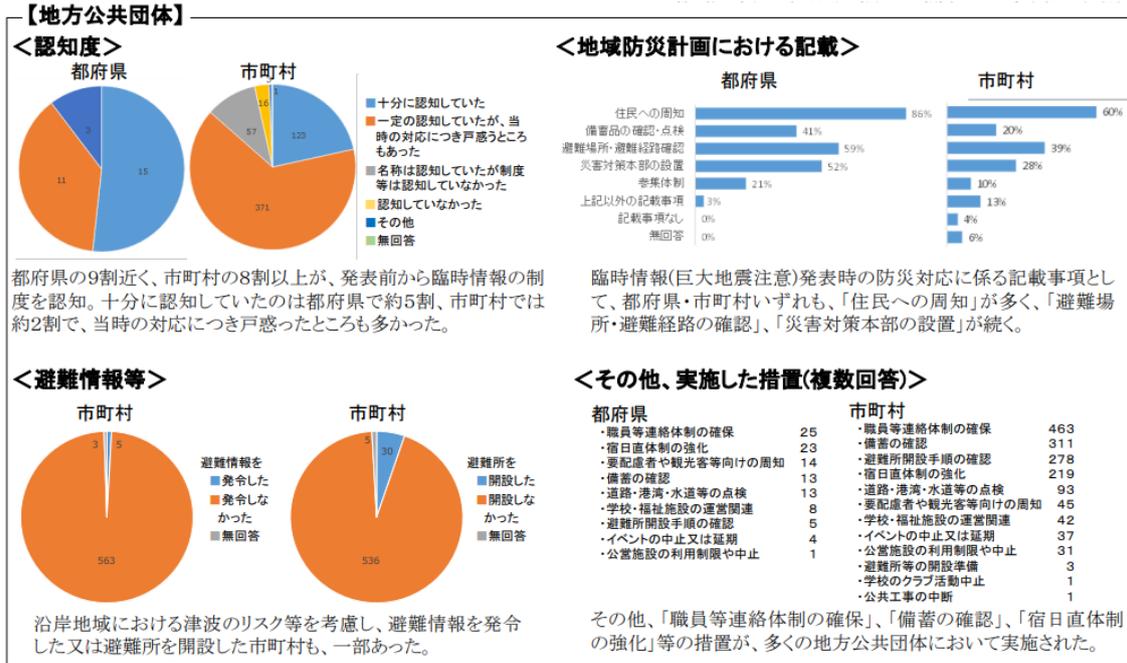
- ・さらに、沿岸地域における津波のリスク等を考慮し、避難情報を発令した又は避難所を開設した市町村も一部あった。
- ・このほか特徴的な対応として、臨時情報が発表されてから 1 週間以内に予定されていたイベント等について、中止・延期とした地域と、防災対応をとりながら実施する地域もあった。その他、具体的な即応体制の確認、ライフセーバーといった沿岸部スタッフに対する対応、事後の備えの強化・支援なども行われていた。

## (2) 事業者の主な回答

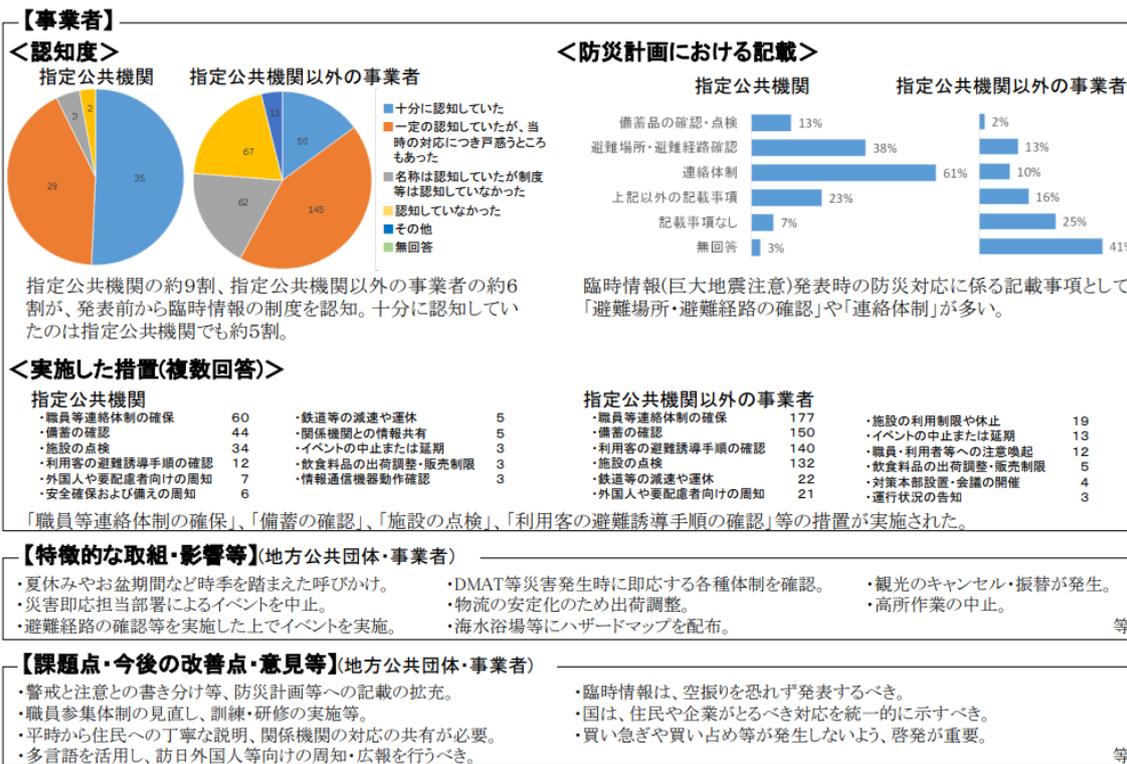
- ・指定公共機関の約 9 割、指定公共期間以外の事業者の約 6 割が、令和 6 年 8 月の臨時情報発表前から臨時情報の制度を認知していた。
- ・発災時の影響を大きく受ける路線を持つ鉄道会社等を中心に、運休や減速運転を実施した交通事業者が見られたほか、多くの業種で、主に利用者への注意喚起や発災時に備えた準備が行われた。また、高所作業の中止、物流の安定化のための出荷調整等、予想されるリスクを回避する対応もみられた。事前避難対象地域等への観光キャンセルが発生したり、関連する問い合わせも発生したとのことであった。

これら調査結果から、臨時情報に関して日頃からの認知度が十分ではなかったこと、臨時情報を受けた対応時に戸惑いもあったこと、その一方で、各地において地域の実情に応じた対応の工夫がなされていたことなどが確認されました。また、アンケート調査に加えて、関東、中部、近畿、中国、四国及び九州・沖縄の各地域ブロックごとに地域の防災関係機関が一同に会する地域ブロック会議を開催し、臨時情報の制度や防災対応について再確認するとともに、各地・各機関の対応状況について事例を共有し、今後の各主体の計画や対応を改善する機運の醸成に努めました。

臨時情報発表当時から、その後のアンケート調査や地域ブロック会議の対応期間には、中央防災会議のもとに、有識者による「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（以下、WG）が開催されており、令和 6 年 9 月の第 18 回WG、11 月の第 22 回WGで、8 月の臨時情報に関して集中的に審議いただきました。WGでの議論を通して、一人ひとり・各主体が自らリスクを認識し防災行動を考える意識の醸成、臨時情報発表時の政府の情報発信の強化・改善、臨時情報に関する平時からの周知・広報及び訓練・研修の重要性等について確認されました。



(その1)



(その2)

図5 地方公共団体及び事業者へのアンケート調査結果(概要)

5 検証を受けた改善について

ここまで紹介した検証を経て、内閣府では、令和6年12月20日に「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表を受けての防災対応に関する検証と改善方策」を公表しまし

た（図6）。改善方策は、以下の3つの柱からなります。

- ・方策①「平時からの周知・広報の強化」：臨時情報の制度や、平時との違いを明確にすることで、自らの行動を自ら考える意識を醸成し行動を予め決めておくことができるようにすること等を目指し、平時から周知・広報の強化等を実施。
- ・方策②「臨時情報発表時の呼びかけの充実」：内閣府・気象庁が速やかに合同で記者会見を開催し、臨時情報の内容と防災対応について包括的に周知。呼びかけの充実に向けて報道機関等との連携の強化等を実施。
- ・方策③「各主体における防災対応検討の推進」：各主体における不断の検討・改善を推進。各主体が実情に応じた取組を推進するための基本的な考え方のガイドラインへの明記等を実施。

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表を受けての防災対応に関する検証と改善方策		
<b>経緯</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和6年8月8日、日向灘を震源とする地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された。この南海トラフ地震臨時情報（以下、「臨時情報」という。）は、令和元年の運用開始後に初めて発表されたものであり、各地において様々な対応・反応があった。</li> <li>○ そうした一連の対応や社会の反応等を踏まえ、中央防災会議「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（以下、「WG」という。）における検証を経て、改善方策をとりまとめた。</li> </ul>		
<b>検証</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体及び事業者に対するアンケート調査を実施。日頃の臨時情報の認知度が十分でなかったこと、臨時情報を受けた対応時に戸惑いもあったこと、一方で、各地において地域の事情に応じた対応の工夫がなされていたこと等を確認。</li> <li>○ 地区ブロック毎に地域の防災関係機関が一同に会し、臨時情報の制度や防災対応について再確認するとともに、各地・各機関の対応状況について事例を共有し、今後の各主体の計画・対応を改善する機運を醸成。</li> <li>○ WGにおいて、臨時情報発表時の防災対応に関する集中審議。一人一人・各主体が自らリスクを認識し防災行動を考える意識の醸成、臨時情報発表時の政府の情報発信の強化・改善、臨時情報に関する平時からの周知・広報及び訓練・研修の重要性等について、確認。</li> </ul>		
<b>改善方策</b>		
<b>方策①：平時からの周知・広報の強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時情報発表時に、国民及び防災関係機関が、戸惑うことなく、円滑かつ確実に防災対応をとることが重要。そのため、平時から、臨時情報の制度や、平時との違いを明確にすること、自らの行動を自ら考える意識を醸成し行動を予め決めておくことができるようにすること等を目指した周知・広報を強化。（防災意識の周知・広報における政府広報との連携。）</li> <li>・新聞広告、テレビCM、ラジオ番組等</li> <li>・動画及びWEBコンテンツ作成・HP掲載</li> <li>・周知広報資料の再周知・多言語化</li> <li>・チェックリストの充実</li> </ul>  <p>地方紙の防災の取組と連携した新聞広告の実施 動画</p>	<b>方策②：臨時情報発表時の呼びかけの充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 臨時情報発表時に、内閣府・気象庁が速やかに合同で記者会見を開催し、臨時情報の内容と防災対応について包括的に周知。</li> <li>○ 臨時情報発表時にとるべき防災対応について、平時との違いを意識した図等を用いて、直感的に分かりやすく説明。（臨時情報発表時の偽・誤情報や買いだめ・買い急ぎに対する注意喚起も合わせて実施。）</li> <li>○ 呼びかけの充実に向けて報道機関等との連携を強化。</li> </ul>  <p>日頃からの地震への備えの再確認 非常持出品の常時携帯</p>	<b>方策③：各主体における防災対応検討の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方公共団体・事業者等との意見交換を通じて、他機関の対応等を共有し、各主体の計画等の見直し・検討等につなげると共に、臨時情報発表時や大規模地震発生時における連携体制を強化。</li> <li>○ 国において、地方公共団体や関係機関等へアンケート結果のフィードバック、防災対応事例集の作成・共有、研修実施の支援による理解促進等を行い、各主体における不断の検討・改善を推進するとともに、各主体が実情に応じた取組を推進するための基本的な考え方をガイドラインに明記。</li> </ul>  <p>地方公共団体等との意見交換</p>

図6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表を受けての防災対応に関する検証と改善方策（内閣府（防災担当）、令和6年12月20日）

以上を受け、内閣府では、臨時情報発表時の政府の呼びかけの改善（分かりやすい説明資料の作成）、平時からの周知広報の実施、報道機関との勉強会の開催などの取組を進めています。また、令和6年8月の臨時情報（巨大地震注意）発表時に各地で実際に行われた防災対応のうち、他の地方公共団体や事業者等における検討においても参考になると考えられる事例を収集・整理した「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応事例集」（以下、事例集）を令和7年6月に公表しました。さらに、臨時情報が発表された場合に住民等が

とるべき行動、及び、地方公共団体や事業者がとるべき防災対応をあらかじめ定めておくために参考となる事項をまとめた「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」(以下、ガイドライン)を令和7年8月に改訂・公表しました(図7)。なお、この「ガイドライン」には、「事例集」を別冊資料として組み込みました。

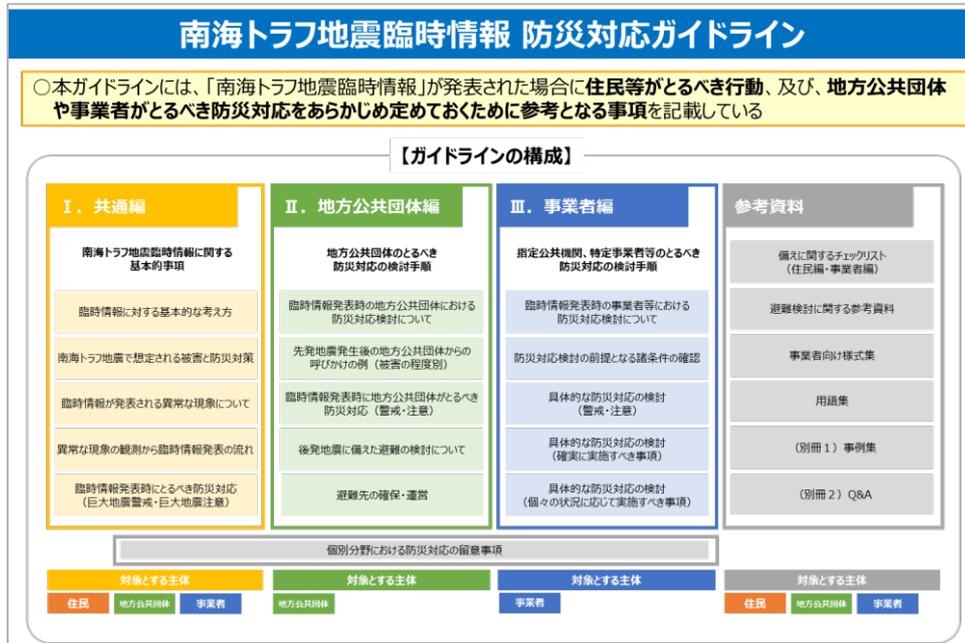


図7 南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン(内閣府(防災担当)、令和7年8月)

## 6 おわりに

ここまで紹介したように、内閣府では、令和6年8月の臨時情報に伴う各地の対応・反応についてアンケート調査やWG等を通して検証し、令和6年12月に改善方策を公表しました。その後も、令和7年6月には事例集の公表、令和7年8月にはガイドラインの改訂などを行いました。

臨時情報は、いわゆる地震予知の情報ではなく、南海トラフ沿いで大規模地震発生の可能性が相対的に高まっていることをお知らせする情報であり、防災対応期間中に実際に大規模地震が起きるかは不確実ではある中で、大規模地震による甚大な被害を少しでも軽減するための制度です。臨時情報に伴う防災対応を円滑に実施するためには、各主体において具体的な対応を予め検討して計画等にまとめておくことが重要です。内閣府においても、引き続き関係機関と連携して、臨時情報の制度や防災対応の周知に努めていくこととしています。

なお、ここで紹介したアンケート調査結果、改善方策とりまとめ、事例集、改訂版ガイドラインは、内閣府の南海トラフ地震防災対策に関するWEBサイト(<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/>)で閲覧可能ですので、そちらも適宜ご参照ください。